



Q

障害者の法定雇用率が引き上げられると聞きました。これまで障害者雇用の経験がなく、どのように障害者雇用を進めればよいのかわかりません。相談できる窓口はありますか。



A

障害者雇用促進法では、事業主に對し、常時雇用する従業員数に応じた一定割合（法定雇用率）以上の障害者の雇用が義務付けられています。

この法定雇用率は段階的に引き上げられており、民間企業では、令和6年4月に2・5%、令和8年7月にはさらに2・7%へと引き上げられました。これに伴い、雇用義務の対象となる企業

障害者雇用はハローワークへご相談を

は2・5%では従業員40人以上、2・7%では37・5人以上へと拡大し、対応が求められる事業所は増えています。

障害者雇用に当たっては、ハローワークをはじめとする関係機関が連携し、さまざまな支援を行っています。例えば、鳥取労働局では「とっとり障がい者仕事サポーター養成講座」を開催しており、ハローワークでも企業向けの出前講座を実施するなど、受け入れ態勢の基礎から学ぶことができます。

また、職場環境や受け入れ態勢の整備に関する相談対応や、活用できる助成金制度の案内など、総合的な支援も実施しており、採用後の職場定着に向けては、ジョブコーチが企業と障害者双方に寄り添いながら、不安や課題の解消を支援し、円滑な雇用関係の構築をサポートしています。

専門の担当者が採用から職場定着まで継続的に支援しますので、自社だけで抱え込まず、まずは最寄りのハローワークへお気軽にご相談ください。

鳥取労働局職業安定部職業対策課

電話0857(26)1708

HPアドレス <https://site.mhlw.go.jp/tottori-roundoukyoku/>